○財務省令第五十六号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人造幣局に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）」を「造幣局」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定による処分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十七条の二　財務大臣は、造幣局が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十九条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

○財務省令第五十七号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）」を「印刷局」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定による処分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十七条の二　財務大臣は、印刷局が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十九条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十一月二十七日から施行する。

○財務省令第五十八号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令（平成十五年財務省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（当該各項のただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定による処分が不適当なものを除く。）その他財務大臣が定める財産とする。

第十七条の次に次の七条を加える。

（不要財産に係る地方公共団体出資の払戻し等の認可の申請）

第十七条の二　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、地方公共団体出資に係る不要財産（以下この条から第十七条の六までにおいて「不要財産」という。）について、当該不要財産に係る地方公共団体に対し当該不要財産に係る出資額として財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一　不要財産の内容

二　不要財産と認められる理由

三　不要財産の取得の日及び申請の日における当該不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　不要財産の取得に係る出資の内容

五　催告の内容

六　不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項に規定する財務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　財務大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項に規定する財務大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一　通則法第四十六条の三第一項の規定により、不要財産に係る出資額として財務大臣が定める額の持分

二　通則法第四十六条の三第三項に規定する財務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額